

平成28年4月26日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

圧力鍋に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件無し
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち圧力鍋2件） 2件
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち圧力鍋1件、電気こんろ1件） 2件
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議（※）
において、審議を予定している案件
該当案件無し

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

（管理番号A201100402、A201100986及びA201400607を除く。）

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

S I S 株式会社が入力した圧力鍋の新規リコールについて

(管理番号：A201100402、A201100986及びA201400607) (経済産業省と同時公表)

① 事故事象について

S I S 株式会社が入力した圧力鍋の使用に伴い、当該製品の蓋が外れ、火傷を負う事故が発生しました。

これらの事故情報は、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき、重大製品事故の報告を受け、製品起因が疑われる事故及び製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたものです(別紙参照)。

当該事故(管理番号A201400607)の原因は、当該製品の蓋にある安全ロックピンの外径とはめ合わせ部の安全ロックピン穴の内径との寸法差が大きいことから、内圧が掛かった状態でハンドルに手が触れた際に蓋のロック機構が広がってはめ合わせ寸法が小さくなり、内圧に耐えきれずに蓋が開き、内容物が飛散したものと推定されます。

また、消費生活用製品安全法第35条第1項に該当しない製品事故として、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)に報告された事故は1件です。NITEにおいて、事故の原因は特定できないとして調査を終了し、その結果を公表済みです。

② 再発防止策について

S I S 株式会社は、事故の再発防止を図るため、本日(4月26日)、同社ウェブサイトへの情報掲載を行い、対象製品について製品回収を実施します。

③ 対象製品：製品名、品番、販売期間、対象台数

製品名	品番	販売期間	輸入台数
両手圧力鍋	DSJ22-7L	2009年12月	約1,000
	DSJ22-4L	～	
	DSJ22-4L+7L	2015年10月	

※輸入台数のうち、約800個は流通在庫の処分などにより回収済。

<対象製品の外観>



④事業者の対応

対象製品について、製品回収を実施します。

⑤事業者の告知

販売業者、顧客情報がある消費者への連絡（電話、メール、ダイレクトメール）

2015年10月から実施中

ウェブサイトへの情報掲載

2016年4月26日（火）

⑥消費者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください（2016年4月26日から受付を開始。）。

【問合せ先】

S I S株式会社 関東支社

電話番号：043-305-1090

受付時間：10時～17時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<http://www.siskk.com/>

（本発表資料の問合せ先） 消費者庁消費者安全課
（製品事故情報担当） 担当：木原、平野、清重
電話：03-3507-9204（直通）
FAX：03-3507-9290

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室
担当：下出、鈴木、植杉
電話：03-3501-1707（直通）
FAX：03-3501-2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件無し

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201100402	平成23年5月13日	平成23年9月8日	圧力鍋	DSJ22-7L	SIS株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	当該製品で調理後、当該製品の蓋の取っ手部分を持って、ガスこんろから当該製品を移動させようとしたところ、蓋が外れ、火傷を負った。 調査の結果、当該製品の蓋と本体とのはめ合わせが不十分な状態で、蓋上部の取っ手を持って移動させようとしたために、蓋が本体から外れて調理物が飛び出し、火傷を負ったものと考えられるが、当該製品の本体及び取扱説明書には、蓋上部の取っ手を持つての移動を禁止する旨の記載がなかったことも、事故発生に影響したものと推定される。	京都府	平成23年9月13日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表し、平成25年8月23日に製品起因の事故として公表していたもの 平成28年4月26日からリコールを実施(特記事項を参照)
A201400607	平成26年10月24日	平成26年12月24日	圧力鍋	DSJ22-7L	SIS株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	当該製品で調理後、当該製品の蓋に触れたところ、蓋が外れ、内容物が飛び散り、火傷を負った。 調査の結果、当該製品の蓋にある安全ロックピンの外径とはめ合わせ部の安全ロックピン穴の内径との寸法差が大きいことから、内圧が掛かった状態でハンドルに触れた際に蓋のロック機構が広がってはめ合わせ寸法が小さくなり、内圧に耐えきれずに蓋が開き、内容物が飛散したものと推定される。	福岡県	平成26年12月26日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表し、平成28年1月19日に製品起因の事故として公表していたもの 平成28年4月26日からリコールを実施(特記事項を参照)

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201100986	平成24年1月15日	平成24年2月14日	圧力鍋	重傷1名	当該製品で調理中、蓋が外れて調理物が飛び散り、火傷を負った。 調査の結果、当該製品の内圧を抜かずに蓋を開けようとしたため、蓋が外れて事故に至ったと考えられるが、事故当時の詳細な使用状況が確認できず、製品起因か否かを含め事故原因の特定には至らなかった。	東京都	平成24年2月17日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表し、平成26年10月27日に製品起因か否かも含め、事故原因の特定には至らなかった事故として公表していたもの 平成28年4月26日からリコールを実施(特記事項を参照)
A201600040	平成28年4月13日	平成28年4月22日	電気こんろ	火災	当該製品を汚損し、周辺を焼損する火災が発生した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から25年以上経過した製品

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し